

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示		ページ
○道営土地改良事業変更計画の決定	(農業施設管理課)	23
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定	(治山課)	23
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定	(治山課)	23
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(維持管理防災課)	23
○土砂災害警戒区域の指定	(維持管理防災課)	24
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(維持管理防災課)	24
○特定調達契約に係る落札者等の公示	(建設管理課)	24
○景観計画の変更	(都市計画課)	25
○特定調達契約に係る落札者等の公示	(職員事務課)	25

告 示

北海道告示第564号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（滝川東地区経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（農業用排水施設、暗渠排水、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、平成26年8月13日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成26年8月12日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第565号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成26年8月12日

北海道知事 高橋 はるみ

- 解除予定保安林の所在場所 千歳市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び千歳市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第566号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成26年8月12日

北海道知事 高橋 はるみ

- 指定施業要件変更予定保安林 様似郡様似町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
 - 保安林として指定された目的 水源の涵養
 - 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。様似町（次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高振興局産業振興部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第567号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

平成26年8月12日

北海道知事 高橋 はるみ

- 旭川旭神3条1丁目地区急傾斜地崩壊危険区域
- 次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱16号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱16号とを結んだ線によって囲まれた区域
- | 市 | 字 | 地番 | 標柱番号 |
|---|---|----|------|
| | | | |

旭川市	旭神三条一丁目	2番4	1
同	同	2番9	2
同	同	2番27	3
同	神楽岡一条六丁目	1番1367	4
同	同	3番711	5
同	神楽岡一条五丁目	3番495	6
同	同	3番751	7
同	旭神二条一丁目	76番4地先道路敷地	8
同	旭神三条一丁目	3番736	9
同	同	3番494	10
同	同	1番1398	11
同	同	1番1412	12
同	同	1番1382	13
同	同	1番1381	14
同	同	2番3	15
同	同	同	16

北海道告示第568号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年8月12日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
友愛の沢川（I-32-0430）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
虻田郡洞爺湖町清水（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
大林川（I-32-0950）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
虻田郡洞爺湖町川東（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦

覧に供する。）

北海道告示第569号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年8月12日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
洞爺川東（I-3-333-1973）
 - 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
虻田郡洞爺湖町川東（次の図のとおり）
 - 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - 4 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第570号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年8月12日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
北海道土木工事設計積算電算システムほか機器の賃貸借 一式
- | | |
|------------------|---------|
| (1) L3スイッチA | 13組 |
| (2) L3スイッチB | 55組 |
| (3) プロキシサーバ | 1組 |
| (4) 無停電電源装置（UPS） | 1組 |
| (5) 監視／計測／制御サーバ | 1組 |
| (6) デスクトップパソコン | 6組 |
| (7) ノートパソコン | 2組 |
| (8) ソフトウェア | 2000セット |
| (9) モノクロプリンタ | 1組 |
| (10) カラープリンタ | 1組 |

- (11) スイッチングハブA 1組
- (12) スイッチングハブB 2組
- 2 落札を決定した日
平成26年7月29日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 株式会社HBA
 - (2) 住所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8
- 4 落札金額
1,728,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成26年6月17日付け北海道告示第450号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名称 北海道建設部建設政策局建設管理課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目1番地8

北海道告示第571号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により策定した北海道景観計画を次のとおり変更した。

「次のとおり」は省略し、その図書を、北海道建設部まちづくり局都市計画課並びに各総合振興局及び振興局の建設管理部建設行政室建設指導課及び産業振興部建設指導課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成26年8月12日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第572号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年8月12日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量
 - (1) カラー複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル及び用紙を除く。）の供給を含む。）一式
 - (2) 調達台数及び調達予定数量 2台及び1月当たりカラー84,100枚モノクロ12,000枚
- 2 落札を決定した日

平成26年7月29日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 大丸藤井株式会社
- (2) 住所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地

4 落札金額

- (1) 基本料金 0円
- (2) 複写料金 カラーコピー 7円
- (3) 複写料金 モノクロコピー 1.2円

5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成26年6月17日付け北海道告示第451号

7 契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道出納局集中業務室職員事務課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目